

くに「まな けいぞく」のための『がくせいし えん きん きゅうきゅうふきん』について

もんぶかがくしょう がつ にちづけ じぎょう
文部科学省より5月19日付で学生支援緊急給付事業（「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』）の
そうせつ つうち
創設について通知がありました。

この事業は、しんがた かんせんしやうかくだい えいきやう
新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるアルバイト収入の減少などにより、学生
せいかつ ししやう
生活の継続に支障をきたす学生※1を対 象に、じゆうみんぜいひ かぜいせたい まんえん いがい
住民税非課税世帯の学生には20万円、それ以外の世帯で
しきゆう
支給対象となる学生には10万円の現金給付の支援をおこなうものです。

※1 支給対象となる学生の要件をすべて満たすことが必要です。

（りゆうがくせい
留学生以外は①から⑤および⑥の要件、留学生は①から⑤および⑦の要件）

（すべての学生にきやうつう じこう
共通する事項）

- ① かてい たがく しおく う
家庭からの多額の仕送りを受けていない
- ② げんそく じたくがい
原則として自宅外で生活をしている
- ③ ひ がく し わりあい たか
生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い
- ④ けいりやうしん
家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない
- ⑤ こやうちやうせいじよせいきん きゆうぎやうほしやう ふく おおはば
コロナ感染症の影響でアルバイト収入（雇用調整助成金による休業補償を含む）が大幅に減少
ぜんげつひ いじやう
（前月比の50%以上減少）している

（留学生以外の学生のみ事項）

- ⑥ きぞんせいど い か じやうけん
既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たすこと
 - 1) こうとうきやういく しゆうがく しん だい くぶん じゆきゆうしや
高等教育の修学支援新制度（以下、新制度）の第Ⅰ区分の受給者
 - 2) 新制度の第Ⅱ区分または第Ⅲ区分の受給者であって、いっしゆうしやうがくきん むりし へいきゆう
第一種奨学金（無利子奨学金）の併給が
かのうもの げんどがく りやう また よてい
可能な者にあつては、限度額まで利用している者又は利用を予定している者

- 3) 新制度に申込み^{もうしこ}をしている者又は利用を予定している者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者又は利用を予定している者
- 4) 新制度の対象外^{がい}であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者又は利用を予定している者
- 5) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、民間^{みんかん}等を含め申請^{しんせい}が可能な支援制度の利用を予定している者

（留学生のみの事項）

- ⑦ 留学生は、新型コロナウイルス感染症の拡大^{ともな}に伴い、経済的に困窮^{けいざい こんきゆう}していることに加えて、以下の要件を満たすこと（「外国人留学生学修奨励費^{がくしゅうしょうれい}」等と同様^{どうよう}。）
 - 1) 学業成績^{がくぎょうせいせき}が優秀^{ゆうしゅう}な者であること。具体的には、前年度の成績評価係数^{げんねんど ひょうかけいすう}が2.30以上であること
 - 2) 1か月の出席率^{しゅっせきりつ}が8割以上^{わり}であること
 - 3) 仕送り^{へいきんげつがく}が平均月額90,000円以下であること（入^{にゅう}学^{がくりよう}料^{しゅぎょう}・授^{じゅぎょう}業^{ぎょう}料^{りょう}等は含まない。）
 - 4) 在日^{ざいにち}している扶養者^{ふようしゃ}の年^{ねん}収^{しゅう}が、500万円未^み満^{まん}であること

現在^{げんざい}、本学^{ほんがく}では申請^{しんせい}受付^{うけつけ}に向けての準備^{じゅんび}をしています。

準備^{じゅんび}が整^{ととの}い次第^{しだい}、CampusSquareよりお知^しらせしますので、しばらくお待^{まち}ちいただきますようよろしくお願^{ねが}いいたします。